

◎厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。）を除く。）を利用する者とする。</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイから</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助を除く。）を利用する者とする。</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイから</p>

りまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八三、六六〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、二〇〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六三、八七〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三三、二九〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く

りまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八三、〇四〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、九六〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六三、四〇〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三三、〇六〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く

- 。)
- (1) 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数
- (2) から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
- (一) 区分六 (障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第第五号。以下「区分省令」という。)第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。)に該当する者 四四、二二〇単位
- (二) 区分五 (区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。)に該当する者 三一、二二〇単位
- (三) 区分四 (区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。)に該当する者 二四、九〇〇単位
- (四) 区分三 (区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。)に該当する者 一九、八九〇単位
- (2) 介護保険給付対象者 (3)及び(4)に掲げる者を除く。)
- (3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サービス費等」という。)を算定される者 (4)に掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる

- 。)
- (1) 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数
- (2) から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
- (一) 区分六 (障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。)第二条第六号に掲げる区分六をいう。以下同じ。)に該当する者 四四、〇七〇単位
- (二) 区分五 (区分省令第二条第五号に掲げる区分五をいう。以下同じ。)に該当する者 三一、一一〇単位
- (三) 区分四 (区分省令第二条第四号に掲げる区分四をいう。以下同じ。)に該当する者 二四、八一〇単位
- (四) 区分三 (区分省令第二条第三号に掲げる区分三をいう。以下同じ。)に該当する者 一九、八二〇単位
- (2) 介護保険給付対象者 (3)及び(4)に掲げる者を除く。)
- (3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サービス費等」という。)を算定される者 (4)に掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる

単位数

- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
の
二四、五七〇単位
 - (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
の
一七、九〇〇単位
 - (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
一三、六〇〇単位
 - (四) 区分四に該当する者
一三、九九〇単位
 - (五) 区分三に該当する者
一〇、八三〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの 三、六七〇単位
 - (二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの（(三)に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一五、〇五〇単位
 - b 区分五に該当する者 九、五七〇単位
 - c 区分四に該当する者 七、四六〇単位
- (三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定

単位数

- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
の
二四、四九〇単位
 - (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
の
一七、八四〇単位
 - (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
一三、五六〇単位
 - (四) 区分四に該当する者
一三、九四〇単位
 - (五) 区分三に該当する者
一〇、八〇〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの 三、六六〇単位
 - (二) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの（(三)に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一五、〇〇〇単位
 - b 区分五に該当する者 九、五四〇単位
 - c 区分四に該当する者 七、四四〇単位
- (三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定

定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、六七〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費のホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費
(以下「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(五)に掲げる者を除く。

次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一六、八四〇単位
- b 区分五に該当する者 一一、一一〇単位
- c 区分四に該当する者 九、〇三〇単位
- d 区分三に該当する者 七、九三〇単位

(五) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、六七〇単位

二 行動援助に係る支給決定を受けた者(ロ及びハに掲げる者を除く。)
(1) 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ

- (1) から(4)までに掲げる単位数
- (2) から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

- (一) 区分六に該当する者 二九、三〇〇単位
- (二) 区分五に該当する者 二二、五五〇単位
- (三) 区分四に該当する者 一六、九六〇単位
- (四) 区分三に該当する者 一一、五九〇単位
- (五) 障害児 一六、〇一〇単位

定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、六六〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費のホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費
(以下「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」という。)を算定される者(五)に掲げる者を除く。

次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一六、七八〇単位
- b 区分五に該当する者 一一、〇七〇単位
- c 区分四に該当する者 九、〇〇〇単位
- d 区分三に該当する者 七、九一〇単位

(五) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、六六〇単位

二 行動援助に係る支給決定を受けた者(ロ及びハに掲げる者を除く。)
(1) 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ

- (1) から(4)までに掲げる単位数
- (2) から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

- (一) 区分六に該当する者 二九、一七〇単位
- (二) 区分五に該当する者 二二、四五〇単位
- (三) 区分四に該当する者 一六、八九〇単位
- (四) 区分三に該当する者 一一、五四〇単位
- (五) 障害児 一五、九四〇単位

- (2) 介護保険給付対象者 (3) 及び (4) に掲げる者を除く。 七、五二〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者 (4) に掲げる者を除く。 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも の 一九、一三〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも の 一五、八八〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも の 一二、五〇〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも の 九、六〇〇単位
- (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの 七、五二〇単位
- (六) 障害児 一六、〇一〇単位
- (4) 共同生活援助サービス費を算定される者 (ト及びチに掲げる者を除く。 次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (略)
- (二) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者 (三) に掲げる者を除く。 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一一、六八〇単位
- b 区分五に該当する者 八、四七〇単位
- c 区分四に該当する者 六、六二〇単位

- (2) 介護保険給付対象者 (3) 及び (4) に掲げる者を除く。 七、四九〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者 (4) に掲げる者を除く。 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも の 一九、〇五〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも の 一五、八一〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも の 一二、四五〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも の 九、五六〇単位
- (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの 七、四九〇単位
- (六) 障害児 一五、九四〇単位
- (4) 共同生活介護サービス費を算定される者 (ト及びチに掲げる者を除く。 次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (略)
- (二) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者 (三) に掲げる者を除く。 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一一、六三〇単位
- b 区分五に該当する者 八、四四〇単位
- c 区分四に該当する者 六、五九〇単位

d 区分三に該当する者

五、六六〇単位

(三) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち、介護保険給付対象者であるもの

二、〇六〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへから

チまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の

(1) から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(2) から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)まで

に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二五、〇七〇単位

(二) 区分五に該当する者

一八、二六〇単位

(三) 区分四に該当する者

一一、四六〇単位

(四) 区分三に該当する者

八、〇〇〇単位

(五) 区分二（区分省令第一条三号に掲げる区分二をいう。以下

同じ。）に該当する者

六、三二〇単位

(六) 区分一（区分省令第一条二号に掲げる区分一をいう。以下

同じ。）に該当する者

五、五七〇単位

(七) 障害児

一一、五四〇単位

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二二、二〇〇単位

(二) 区分五に該当する者

一五、四三〇単位

(三) 区分四に該当する者

九、六四〇単位

(四) 区分三に該当する者

五、一二〇単位

d 区分三に該当する者

五、六四〇単位

(三) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者のうち、介護保険給付対象者であるもの

二、〇六〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへから

チまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の

(1) から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(2) から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)まで

に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二四、九四〇単位

(二) 区分五に該当する者

一八、一七〇単位

(三) 区分四に該当する者

一一、四〇〇単位

(四) 区分三に該当する者

七、九六〇単位

(五) 区分二に該当する者

六、二九〇単位

(六) 区分一に該当する者

五、五四〇単位

(七) 障害児

一一、四八〇単位

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二二、〇八〇単位

(二) 区分五に該当する者

一五、三五〇単位

(三) 区分四に該当する者

九、五九〇単位

(四) 区分三に該当する者

五、一〇〇単位

- (五) 区分二に該当する者 三、四八〇単位
- (六) 区分一に該当する者 二、六九〇単位
- (七) 障害児 八、六六〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの（(4)に掲げる者を除く。） 一九、五四〇単位

- (4) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（区分一に該当するものを除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 九、八一〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 六、五四〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 四、六八〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 三、七一〇単位
 - (五) (略)

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者 二、一一〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

- (五) 区分二に該当する者 三、四七〇単位
- (六) 区分一に該当する者 二、六八〇単位
- (七) 障害児 八、六二〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの（(4)に掲げる者を除く。） 一九、四四〇単位

- (4) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者 次の(一)から(五)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 九、七六〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 六、五一〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 四、六六〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 三、六九〇単位
 - (五) (略)

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活介護サービス費のイからニまでの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第16の1の共同生活援助サービス費を算定される者 二、一一〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

- (1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 一一、九八〇単位
- (二) 区分五に該当する者 八、七〇〇単位
- (三) 区分四に該当する者 六、八〇〇単位
- (2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 一〇、五六〇単位
- (二) 区分五に該当する者 七、二九〇単位
- (三) 区分四に該当する者 五、三四〇単位
- チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数
- (1) 区分六に該当する者 八、四四〇単位
- (2) 区分五に該当する者 五、一六〇単位
- (3) 区分四に該当する者 三、二六〇単位
- リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者

- (1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 一一、九二〇単位
- (二) 区分五に該当する者 八、六六〇単位
- (三) 区分四に該当する者 六、七七〇単位
- (2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 一〇、五一〇単位
- (二) 区分五に該当する者 七、二六〇単位
- (三) 区分四に該当する者 五、三二〇単位
- チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数
- (1) 区分六に該当する者 八、四〇〇単位
- (2) 区分五に該当する者 五、一四〇単位
- (3) 区分四に該当する者 三、二五〇単位
- リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者

のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。) 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 一一、三三〇単位

(2) 共同生活援助サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)

三、一〇〇単位

別表

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価 (平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千九十九
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千八十三
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十九
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十八
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千六十三
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千五十九
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千五十
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千四十二

のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。) 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 一一、二七〇単位

(2) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)

三、〇九〇単位

別表

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価 (平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千九十
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千七十五
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千六十六
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千四十八
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千三十九
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千三十
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千二十七
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千十八

地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千三十二
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千二十七
地域区分欄に掲げる十六級地	千分の千二十三
地域区分欄に掲げる十七級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十八級地	千分の千十四
地域区分欄に掲げる十九級地	千分の千五
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千九
地域区分欄に掲げるその他	千分の千